

nite

【相模原市化学物質セミナー】

PRTRの法改正と リスクコミュニケーションについて

nite

National Institute of Technology and Evaluation

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

化学物質管理センター リスク管理課

山城 丈

ご不明な点がございましたら、『todokede_prtr@nite.go.jp』へお問い合わせください。

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)

化学物質管理に関する
■法施行支援
■技術基盤の整備と情報提供



化学物質管理

化学物質のリスク評価と安全管理を推進

国際評価技術

新技術の評価方法の確立により、
新たなビジネス、産業の発展に貢献

nite

安全とあなたの未来を支えます

製品安全

より安全な消費生活用製品の普及によって
安心な社会づくりに貢献

適合性認定

認定を通して製品などの信頼性確保を図り、
産業活動の促進、安全な社会の構築に貢献

バイオテクノロジー

生物遺伝資源を産業に活かす

NITE化学物質管理センターの業務

化学物質審査規制法 (化審法) 関連業務

新規化学物質の事前審査支援業務

- 新規化学物質審査
- 化学物質名称付与

化学物質のリスク評価業務

- スクリーニング評価、リスク評価等
- リスク評価等に必要情報の整備
- リスク評価手法に係る検討

科学的知見に基づく
技術、情報の集約、発信

化学物質排出把握管理促進法 (化管法) 関連業務

- 化管法施行支援
- 化管法関連情報の収集・解析

化学兵器禁止法関連業務

- 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い
- 国内事業者への立入検査

化学物質管理情報の整備・提供業務

- 化学物質の有害性等の情報の整備提供
- 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供

法施行支援

行政

法令整備・施行
化学物質管理

化学物質管理情報提供
有害性情報
リスク評価情報等

国民

化学物質に関する
正しい理解

化学物質
管理支援

事業者

法令遵守
自主管理

相互理解

NITEの化学物質管理関係情報コンテンツ

化学物質管理に関する国内外の法規制情報、有害性等の情報提供

化審法データベース (J-CHECK)



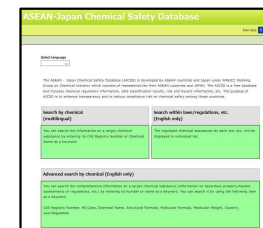
化審法に特化し、試験データ等を含む詳細な情報を収載

化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)



国内・海外法規制情報、有害性リスク評価等の情報を収載（約30万物質）

日ASEAN化学物質管理データベース (AJCSD)



ASEANから提供された法規制対象物質やGHS分類結果等の情報を収載

GHSの総合的な情報提供

GHS総合情報提供サイト



- 政府実施のGHS分類結果の公表
- 英語版作成、分類結果が一目でわかるNITE統合版の公表
- GHSの理解とSDS作成支援のための情報提供と教育・学習資料等の公開



GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム (NITE-Gmiccs)



- 化学品（混合物）のGHS分類を自動で判定し、ラベルを作成するWebツール
- GHS分類結果をSDS様式に出力することが可能



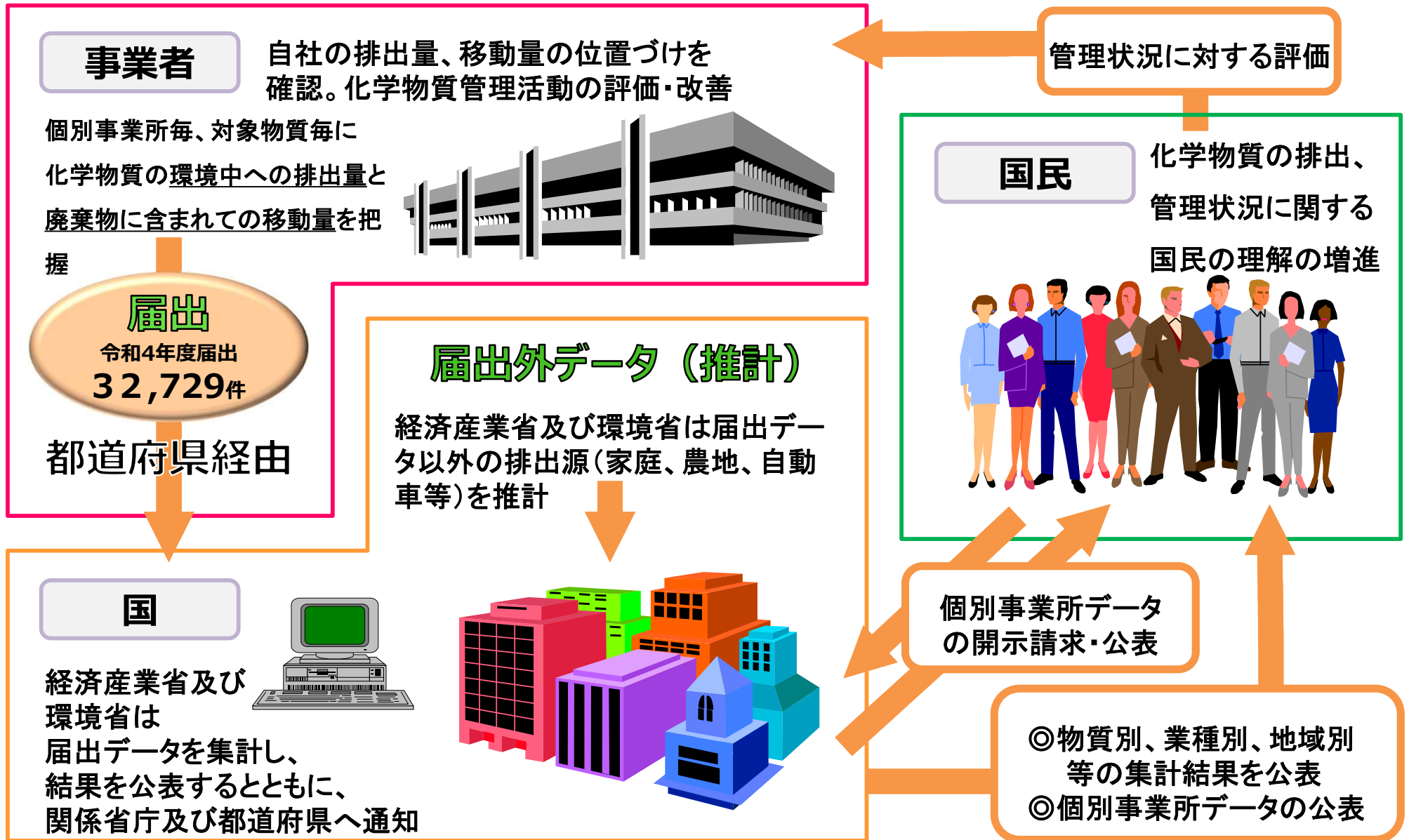
R2FY作成、R3年4月から運用開始

メールマガジン（NITEケミマガ）による化学物質管理に関する最新情報の提供

化学物質管理に関するサイトの新着情報、報道発表情報等を「NITEケミマガ」として、原則毎週木曜日に無料で配信しています。（2023年10月現在、配信登録件数:約11,700件）



PRTR制度の体系

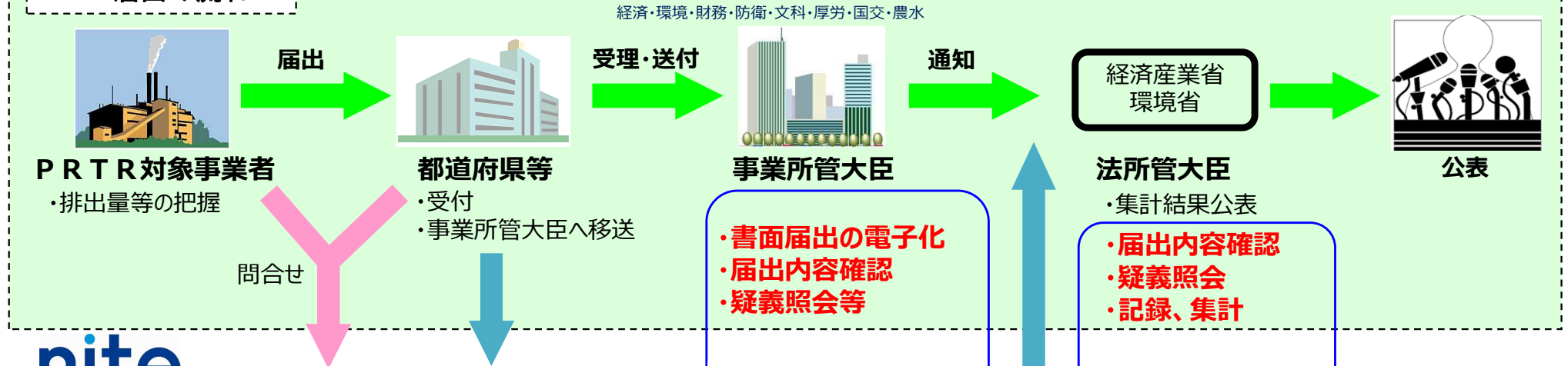


PRTR制度におけるNITEの役割

NITEの役割

PRTR制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国の唯一の機関として、化管法の施行が円滑に施行できるように、以下のような業務を実施

PRTR届出の流れ



nite

PRTR届出関係業務

- * 届出・記録・集計用電算機の維持、管理
 - ・電子届出システム、届出管理システム、ファイル記録システム(法第8条第1項の規定)、集計システム(法第8条第3項の規定)の開発、改良
 - ・システムの維持管理
- * 届出データの内容確認、電子化
 - ・事業所管大臣の依頼により届出書の受理、内容確認、電子化、届出内容の疑義照会等を実施
- * 届出データの記録・集計
- * 公表用資料案の作成

化管法の普及啓発活動

- * 問合わせ対応
 - ・届出要件、排出量算出等の技術的サポート
 - ・電子届出システム利用のためのサポート
- * 問合わせ内容の整理
 - ・質問事項のとりまとめ

化管法関連情報の収集解析

- * リスク評価
 - ・PRTRマップ(濃度マップ・排出量マップ)の作成
 - ・PRTRマップデータを活用したリスク評価の実施
 - ・地方自治体との連携によるリスク管理促進



PRTRの法改正と リスクコミュニケーション

1. 化管法の概要とPRTR制度について
2. 化管法政省令改正とPRTR制度
3. リスクコミュニケーション

化管法の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

➤ 目的

事業者及び国民の理解のもとに、**PRTR制度**及び**SDS制度**を導入し、

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、
- 環境の保全上の支障を未然に防止する

◆ **PRTR制度 (Pollutant Release and Transfer Register)**

法により定められた有害なおそれのある化学物質について、環境への**排出量**及び廃棄物に含まれての**移動量**を、事業者が自ら把握して国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度

排出量→大気への排出、公共用水域への排出、土壌への排出、埋立処分

移動量→下水道への移動、事業所の外への移動量（廃棄物）

◆ **SDS制度 (Safety Data Sheet)**

事業者が化学物質を他の事業者に譲渡・提供する際、その化学物質の性状や取扱いに関する情報の提供を義務つける制度

化管法の目的

目的（化管法第一条）

環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置（PRTR制度）並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置（SDS制度）等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること。

◆化管法の特徴

- (1) 国際的な動向を踏まえてできた制度であること
- (2) 幅広い化学物質を対象としていること
- (3) 国民の理解の増進**
- (4) 事業者の自主的な管理の改善の促進**
- (5) 環境行政を進めるための情報源

化学物質管理指針

化学物質管理指針（化管法第三条）

主務大臣は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（化学物質管理指針）を関係行政機関の長に協議した上で定めるものとしている。

◆化学物質管理指針

対象化学物質やそれを含む製品を取り扱う事業者がそれらを管理するときに留意すべき措置を示したもの

- (1) 管理の方法
- (2) 使用の合理化
- (3) 排出の状況に関する国民の理解の増進
- (4) 化学物質の性状及び取扱いに関する情報の活用

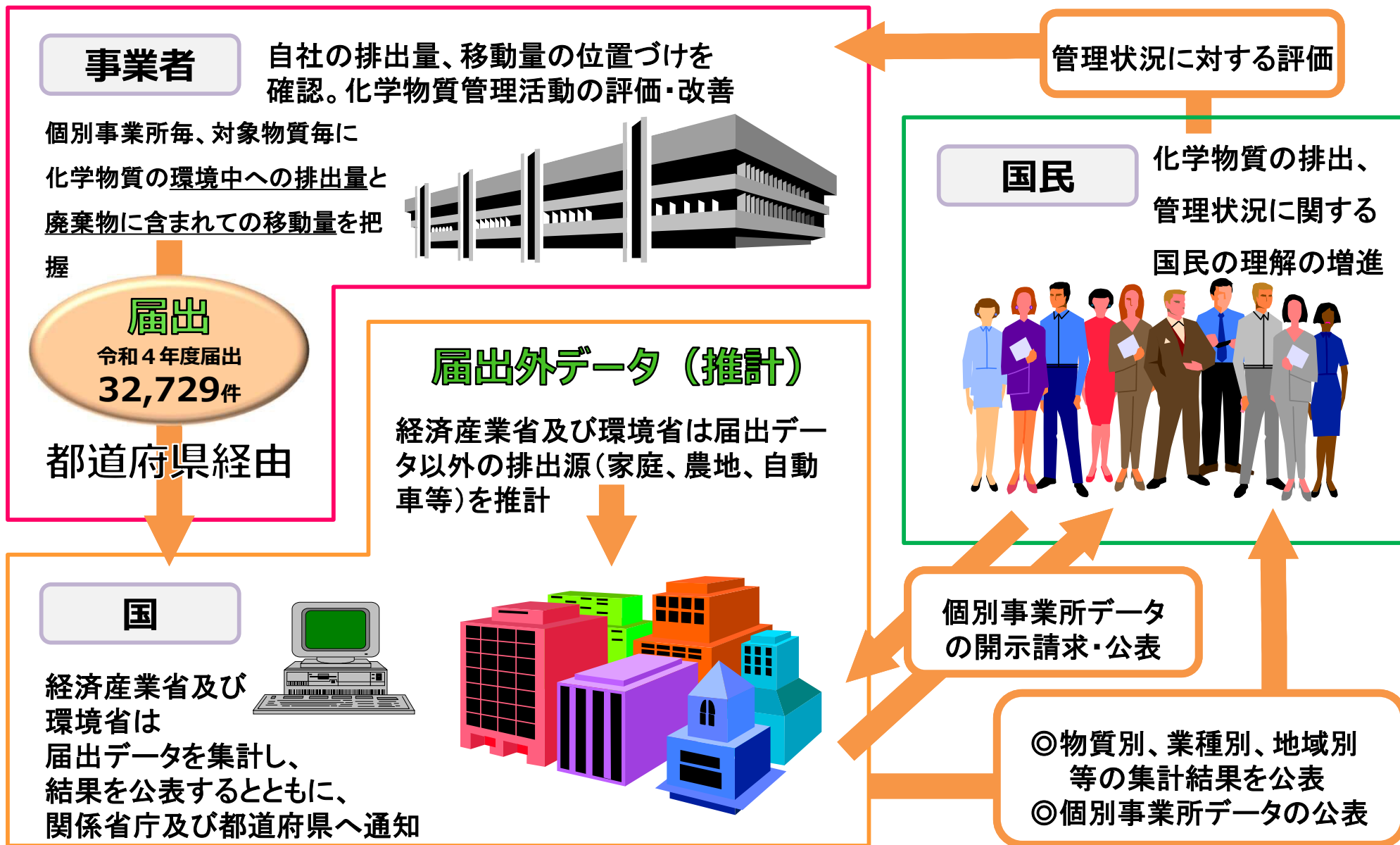
化管法における事業者の責務

事業者の責務（化管法第四条）

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるように努めなければならない。

事業者においては、**指定化学物質の管理の改善に努め、その管理の状況についての説明会を開催すること等を通じて、自主的・積極的に国民に対する理解増進の取組（リスクコミュニケーション）を行うことが望まれる。**

PRTTR制度の体系



PRTR届出の要件

前年度、①～③の要件すべてに該当する事業者は届出が必要

事業者単位

① 対象業種：24業種

- 政令で指定している24業種に該当

(金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、倉庫業、石油卸売業、燃料小売業、自動車整備業、一般廃棄物処理業、医療業…)

② 事業者規模：常用雇用者数21人以上

事業所単位

③ A 年間取扱量：1トン以上の事業所
(特定第一種指定化学物質は0.5トン以上)

又は

B 特別要件施設：特別要件施設を設置している事業所

(下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設、鉱山保安法により規定される建設物等施設)

化管法の対象化学物質 (法第2条、施行令第1、2条)

※令和5年4月1日改正政令が施行。
()は施行前の物質数

・第一種指定化学物質: 515物質

(令和5年度届出は462物質)

・第二種指定化学物質: 134物質 (100物質)

・特定第一種指定化学物質: 23物質 (15物質)

有害性(ハザード)とばく露可能性に着目して選定

・第一種指定化学物質のうち、発がん性、変異原性、生殖・発生毒性について高い有害性が認められる物質、一定以上の生態毒性を有する物質で難分解性かつ高蓄積性を有する物質。

・対象物質: アセトアルデヒド、石綿、エチレンオキシド、ナトリウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、**3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン、1,2-ジクロロプロパン、**ダイオキシン類、**トリクロロエチレン、トルイジン、**ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、1,3-ブタジエン、2-ブロモプロパン、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン=トリクロロド、ベンゼン、**ペンタクロロフェノール、ホリ塩化ビフェニル、**ホルムアルデヒド、鉛及びその化合物、**ビス(トリブチルスズ)=オキシド**

※ばく露性の基準を考慮せず、有害性基準に該当し自主管理が必要な物質

※赤字は令和5年4月1日から追加になった物質

有害性 (ハザード)

- ・発がん性
- ・変異原性
- ・経口慢性毒性
- ・吸入慢性毒性
- ・作業環境毒性
- ・生殖発生毒性
- ・感作性
- ・生態毒性
- ・オゾン層破壊物質

ばく露性

第一種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング (「黒本」) の複数地域で検出
- 年間排出量10トン以上、移動量100トン以上 (PRTRデータあり)
- 年間排出量推計値10トン以上 (PRTRデータなし、化審法用途のみ)
- 製造・輸入量100トン (農薬10トン) 以上 (〃、化審法用途以外)
- 環境保全施策上必要な物質※

第二種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング (「黒本」) の1地域で検出
- 年間排出量1トン以上、移動量10トン以上 (PRTRデータあり)
- 年間排出量推計値、製造・輸入量1トン以上 (PRTRデータなし)

例外的に把握をしなくてもよい製品

含有率が
少ないもの



指定化学物質の含有率が1質量%未満（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%未満）の製品

固形物



事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ粉状又は粉状にならない製品
例：管、板、組立部品等

密閉された状態で
使用される
製品



例：コンデンサー、乾電池等

一般消費者 再生資源
用の製品



例：家庭用殺虫剤、防虫剤、家庭用洗剤



例：空き缶、金属くず等

PRTRの法改正と リスクコミュニケーション

1. 化管法の概要とPRTR制度について
2. 化管法政省令改正とPRTR制度
3. リスクコミュニケーション

化管法の見直し内容（概要）①

- 産構審制度WG報告書（令和元年度）、化学物質審議会答申（令和2年度）における提言に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令、施行規則の一部を改正。

1. 施行令の改正内容【令和3年10月20日公布令和5年4月1日施行】

第一種指定化学物質（PRTR制度及びSDS制度対象）及び第二種指定化学物質（SDS制度対象）の見直しを実施。

2. 施行規則の主な改正内容【令和4年3月31日公布】（※施行日の記載がない項目は同日施行）

- (1) 第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更【施行日令和5年4月1日】※令和6年度届出より適用
政令番号に代わり管理番号による届出、法人番号・メールアドレスの追加。
- (2) 電子届出の届出期間の延長
令和4年度から令和6年度までに行われる届出に限り、電子届出の届出期限を1か月間延長。
- (3) 特別要件施設において把握すべき事項の追加
水俣条約の担保措置として大防法で測定義務が課された水銀及びその化合物を特別要件施設（下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設）の届出対象に追加。
- (4) 対応化学物質分類名の付与【施行日令和5年4月1日】
第一種指定化学物質の属する分類の名称（対応化学物質分類名）を付与するための別表改正。

化管法の見直し内容（概要）②

- 産構審制度WG報告書(令和元年度)における提言に基づき、化学物質管理指針を改正。
- また、デジタル化の進展を踏まえ、SDS省令を改正。

3.化学物質管理指針の改正内容【令和4年11月4日公布・施行】

「事業所における指定化学物質等の管理の状況について、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体に適切な情報の提供を行うよう努めること」と「災害発生時における指定化学物質等の漏えいを未然に防止するため、具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずること」を配慮すべき事項として追加。

➤ 化学物質管理指針とは

法第3条第1項の規定に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等取扱事業者による自主的な取組に当たって留意すべき事項を示したもの。

➤ 背景

近年の災害の発生状況等を受け、審議会とりまとめ(令和元年6月)において指定化学物質等取扱事業者と地方公共団体との連携や、災害による被害の防止に係る指定化学物質等取扱事業者の平時からの取組を一層促進させる必要がある旨が取りまとめられた。

4.SDS省令※の改正内容【令和4年3月31日公布・施行】

情報の提供方法等を見直し(メールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できるものを提供方法に追加。)

※指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令

5

備考:化管法見直しとは別に、デジタル臨時行政調査会が示したアナログ規制の見直しの方針を踏まえ、令和5年12月施行で化管法政省令が一部修正されています。詳細は、下記の経済産業省のHPをご参照。

経済産業省:https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_1_2.html

届出事項 (法第5条第2項、施行規則第6条) (新様式は令和6年度から)

事業所ごとの届出事項(本紙)

- ・事業者の名称
- ・**法人番号**
- ・事業所の名称
- ・事業所の所在地
- ・事業所において常時使用される従業員の数
- ・事業所において行われている事業が属する業種
- ・**電子メールアドレス**



令和6(2024)年度届出から変更

法人番号の追加

保有されている場合は記載をお願いします!

メールアドレスの追加

電子届出では、自動に入力されます。

＜事業所の概要＞		
（ふりがな）	スーがぶしほかいしゃ	
事業所の名称	A株式会社	
法人番号		
前回の届出における名称		
（ふりがな）	スーいちじぎょうじや	
事業所の名称	A1事業所	
前回の届出における名称		
（ふりがな）	さいたまけん さいたまし さくらく なかひま	
所在地	〒338-0822 埼玉県 さいたま市桜区 中島△丁目△番△号	
変更区分		
変更理由		
事業所において常時使用される従業員の数	123 人	
事業所において行われる事業が属する業種	業種名 主たる事業 <input type="text"/> 主たる業種 <input type="text"/>	
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無	有	
担当書 （副印を付す）	部署	管理部
	（ふりがな）	たんとろ さぶろう
	氏名	担当 三郎
	電話番号	000-000-0000
	電子メールアドレス	sample1@example.jp sample2@example.jp

PRTR届出の手引き

NITE HP: PRTR届出システムのデモページより抜粋

届出事項 (法第5条第2項、施行規則第6条)

(新様式は令和6年度から)

第一種指定化学物質ごとの届出事項(別紙)

(化学物質の情報)

- ・第一種指定化学物質の名称
- ・第一種指定化学物質の**管理番号**

(排出量)

- ・大気への排出
- ・公共水域への排出
- ・当該事業所における土壌への排出
(当該事業所における埋立処分を除く。)
- ・当該事業所における埋立処分

(移動量)

- ・下水道への移動
- ・当該事業所の外への移動
(下水道への移動を除く。)



令和6(2024)年度届出から変更

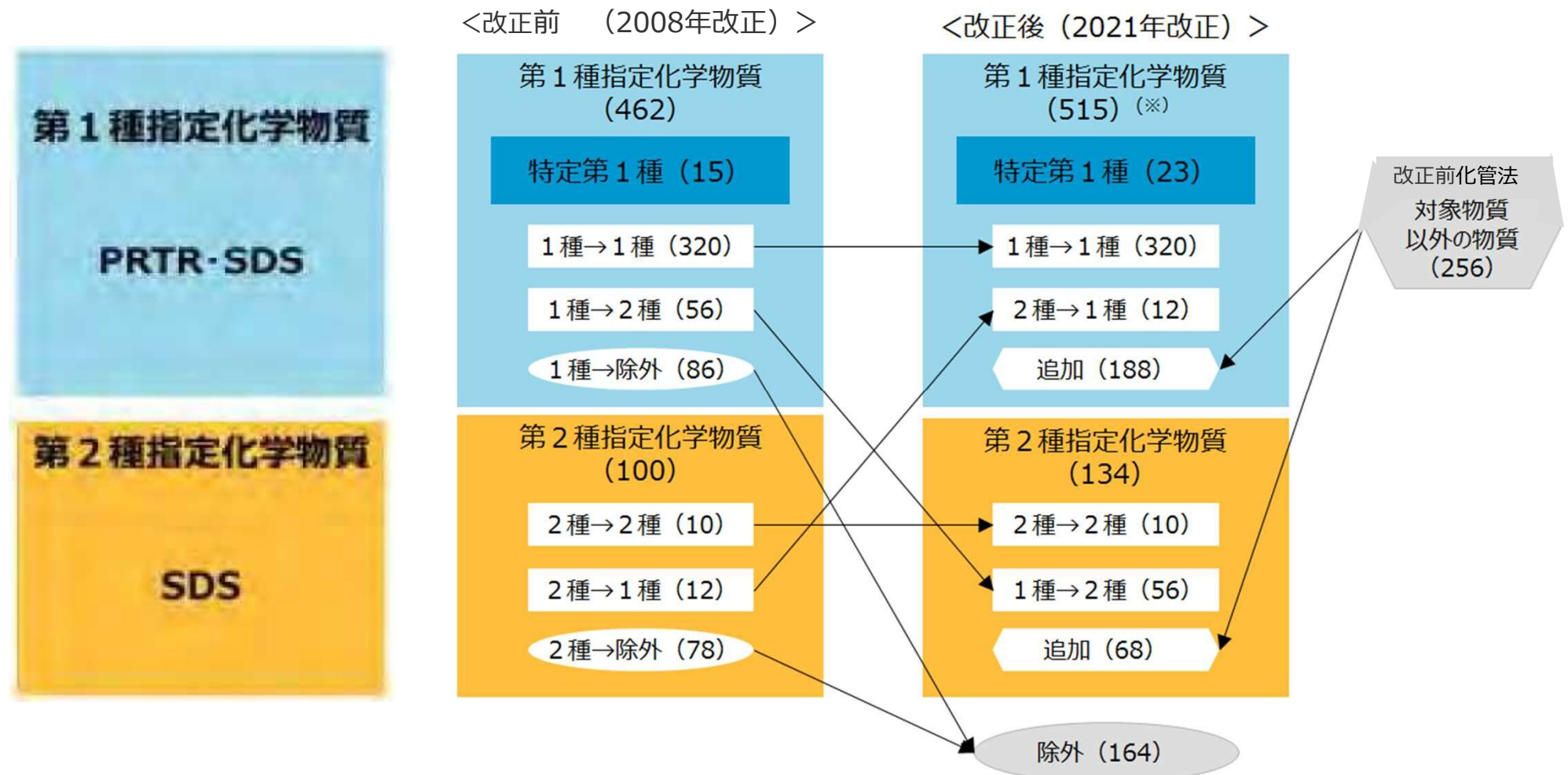
管理番号の導入

電子届出では、届出システム届出項目に反映され、円滑に対応可能(継続物質は自動入力)

- 登録番号: 001 管理番号: 005 アクリル酸メー (シメチルアルミ) エチル			
届出番号	001		
- 第一種指定化学物質の届出に際しての届出番号 -			
第一種指定化学物質の届出番号	アクリル酸メー (シメチルアルミ) エチル		
第一種指定化学物質の管理番号	005	単位	kg
- 届出種別 -			
イ 大気への排出	1.0		
ロ 公共水域への排出	2.0	事業所の河川、湖沼、海浜、埋立処分場所	河川
ハ 当該事業所における土壌への排出 (土壌内)	1.0		
ニ 当該事業所における埋立処分	0.3	埋立処分を行う場所	<input type="checkbox"/> 1. 埋立場 <input type="checkbox"/> 2. 埋立場 <input type="checkbox"/> 3. 埋立場
- 届出種別 -			
イ 下水道への移動	1.0	移動先の下水道処理場等の名称	阿部川町の下水道処理場
ロ 当該事業所の外への移動 (4項目)	0.3		
- 届出種別 -			
当該第一種指定化学物質の届出 届出物の届出方法及び届出種別	届出物の届出方法 <input type="checkbox"/> 01 排水・気体 <input type="checkbox"/> 02 廃液・廃油 <input type="checkbox"/> 03 廃水処理 <input type="checkbox"/> 04 粉塵 <input type="checkbox"/> 05 廃ガス <input type="checkbox"/> 06 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 07 粉くず <input type="checkbox"/> 08 木くず <input type="checkbox"/> 09 焼却くず <input type="checkbox"/> 10 粉塵 <input type="checkbox"/> 11 粉塵 <input type="checkbox"/> 12 ゴムくず <input type="checkbox"/> 13 金属くず <input type="checkbox"/> 14 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 15 粉くず <input type="checkbox"/> 16 粉くず <input type="checkbox"/> 17 粉くず <input type="checkbox"/> 18 粉くず <input type="checkbox"/> 19 粉くず <input type="checkbox"/> 20 その他 <input type="checkbox"/> 21 粉塵 <input type="checkbox"/> 22 ゴムくず <input type="checkbox"/> 23 金属くず <input type="checkbox"/> 24 粉くず <input type="checkbox"/> 25 粉くず <input type="checkbox"/> 26 粉くず <input type="checkbox"/> 27 粉くず <input type="checkbox"/> 28 粉くず <input type="checkbox"/> 29 粉くず <input type="checkbox"/> 30 その他		

化管法政令改正による化管法対象化学物質数の概況

- PRTR制度及びSDS制度の対象である第一種指定化学物質及びSDS制度の対象である第二種指定化学物質の見直し。概要は以下のとおり。



※構造が類似する物質等の統合、「有機スズ化合物」の分離により、最終的に515物質となる。

化管法対象化学物質の管理番号について①

- 事業者の負担軽減のために管理番号を導入（政令改正のたびにPRTR届出に必要な政令番号が変更されることになる）。
- 管理番号は改正前の政令番号を基本として改正前の第一種指定化学物質、第二種指定化学物質、新たに追加された第一種指定化学物質、第二種指定化学物質の順に番号を付与。

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等に換算する化学物質	2021 (R3) 改正		2008 (H20) 改正		変遷等							
					第一種	第二種	政令番号	第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更	
1	亜鉛の水溶性化合物		1	亜鉛に換算	●		1-001	●		1-001						
2	アクリルアミド		4		●		1-003	●		1-002						
3	アクリル酸エチル		4		●		1-004	●		1-003						
4	アクリル酸及びその水溶性塩		4		●		1-006	●		1-004						
5	アクリル酸 2 - (ジメチルアミノ) エチル		4		●		1-007	●		1-005						
6	アクリル酸 2 - ヒドロキシエチル		4			●	2-001	●		1-006	▲					
7	アクリル酸ブチル		4		●		1-009	●		1-007						◇ (ノルマル削除)
8	アクリル酸メチル		4		●		1-010	●		1-008						
9	アクリロニトリル		4		●		1-011	●		1-009						
10	アクロレイン		3		●		1-012	●		1-010						
11	アジ化ナトリウム		1					●		1-011	●					
12	アセトアルデヒド		3		●	●	1-017	●		1-012	□					
13	アセトニトリル		4					●		1-013	●					

対象から外れたものは、セルをグレーで表記。欠番となる。

管理番号の付与：改正前第一種指定化学物質から順番に管理番号を付与しているため462番までは改正前の政令番号と同一
 例) 管理番号2のアクリルアミド：2021改正において政令番号3となったが、改正前の政令番号を維持し、管理番号は2
 ※政令番号表記例：第一種指定化学物質の「政令番号2」は表中では「1-002」と記載されています。

化管法対象化学物質の管理番号について②

- 同じ物質であっても、グループ化した物質、分離した物質については別物質として管理番号を付与しており、注意が必要。

- ・化管法管理番号リストを公開(全化学物質の管理番号、新旧政令番号、変遷について確認可能)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.xlsx

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等に換算する化学物質	2021 (R3) 改正			2008 (H20) 改正			変遷等						
					第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン		6		★			1-342	●			1-296	● (統合691)				
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		6		★			1-342	●			1-297	● (統合691)				
691	トリメチルベンゼン		6		●			1-342	●			1-296、1-297、新規		★ (範囲拡大)		○	

異なる管理番号

グループ化した物質は、それぞれ別物質として番号が付与されますが、変遷がわかるように記載

化管法対象化学物質の管理番号について③

- 同じ物質であっても、グループ化した物質、分離した物質については別物質として管理番号を付与しており、注意が必要。

- ・化管法管理番号リストを公開(全化学物質の管理番号、新旧政令番号、変遷について確認可能)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.xlsx

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等に換算する化学物質	2021 (R3) 改正			2008 (H20) 改正			変遷等						
					第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
239	有機スズ化合物		1		★	★		1-274、 1-375	●			1-239	● (分離 664、706)				
664	有機スズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) = オキシドを除く。)		1	スズに換算	●			1-274	●			1-239			★ (分離)		
706	ビス (トリブチルスズ) = オキシド		1		●	●		1-375	●			1-239		□	★ (分離新規)		

異なる管理番号

分離した物質は、それぞれ別物質として番号が付与されますが、変遷がわかるように記載

対象化学物質の名称変更について①

- 対象化学物質の名称について「IUPAC命名法」を基本として名称の付与、修正を実施。

(1) ノルマルの削除

(例) 管理番号7 アクリル酸ブチル (改正前: アクリル酸-ノルマル-ブチル)

管理番号	物質名称	別名	2021 (R3) 改正				2008 (H20) 改正			
			第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号
7	アクリル酸ブチル		●			1-009	●			1-007
354	フタル酸ジブチル		●			1-395	●			1-354
356	フタル酸ブチル=ベンジル		●			1-397	●			1-356
359	ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル				●	2-097	●			1-359
360	N-[1-(N-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル	●			1-402	●			1-360
392	ヘキサン		●			1-436	●			1-392
419	メタクリル酸ブチル				●	2-121	●			1-419
462	りん酸トリブチル		●			1-515	●			1-462
562	りん酸ジブチル=フェニル		●			1-509			●	2-100

対象化学物質の名称変更について②

- 対象化学物質の名称について「IUPAC命名法」を基本として名称の付与、修正を実施。

(2)ウレアから尿素への変更

管理番号	物質名称	別名	2021 (R3) 改正			2008 (H20) 改正			
			第一種	特定第一種	第二種 政令番号	第一種	特定第一種	第二種 政令番号	
124	1 - (2 - クロロベンジル) - 3 - (1 - メチル - 1 - フェニルエチル) 尿素	クミロン	●		1-148	●		1-124	
141	トランス - 1 - (2 - シアノ - 2 - メトキシイミノアセチル) - 3 - エチル尿素	シモキサニル	●		1-162	●		1-141	
479	(RS) - 1 - [3 - クロロ - 4 - (1, 1, 2 - トリフルオロ - 2 - トリフルオロメトキシエトキシ) フェニル] - 3 - (2, 6 - ジフルオロベンゾイル) 尿素	ババルロン			●	2-018		●	2-017
499	(RS) - 1 - [2, 5 - ジクロロ - 4 - (1, 1, 2, 3, 3, 3 - ヘキサフルオロプロポキシ) フェニル] - 3 - (2, 6 - ジフルオロベンゾイル) 尿素	ルフェヌロン			●	2-050		●	2-037

(3)炭素鎖の表記の統一化

管理番号	物質名称	別名	2021 (R3) 改正			2008 (H20) 改正		
			第一種	特定第一種	第二種 政令番号	第一種	特定第一種	第二種 政令番号
74	パラ - アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		●		1-043	●		1-074
257	アルカノール (炭素数が10のものに限る。)	デカノール	●		1-034	●		1-257
320	アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		●		1-042	●		1-320
408	ポリ (オキシエチレン) = アルキルフェニルエーテル (アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		●		1-461	●		1-408
410	ポリ (オキシエチレン) = アルキルフェニルエーテル (アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		●		1-462	●		1-410

化管法対象化学物質の確認方法について①

1.対象化学物質のリストについて

【管理番号リスト(新旧対照表)】全化学物質の管理番号、新旧政令番号、変遷について確認可能。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.xlsx

変遷等 記号説明 (掲載順に 記載)	欠番	● : 除外される物質、● (統合等、理由及び新たな管理番号) : 統合、範囲拡大等、新たに管理番号が付与される物質
	種変更・追加	▲ : 2008第1種→2021第2種、■ : 2008第2種→2021第1種、□ : 特定1種追加
	範囲変更	★ : 現行指定物質の統合、範囲拡大、分離等による新規物質
	新規追加	○ : 新規追加物質 (制定時物質復活 (一部範囲拡大) 含む)
	名称変更	◇ : 名称変更 (指定範囲変更なし : ノルマル削除、ウレア→尿素変更、炭化水素鎖表記の統一化)

(例) 種別変更物質、範囲変更物質 (管理番号リストから一部抜粋)

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等に換算する化学物質	2021 (R3) 改正			2008 (H20) 改正			変遷等						
					第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
299	トルイジン		7		●	●		1-346	●			1-299		□			
300	トルエン		6		●			1-347	●			1-300					
301	トルエンジアミン		7				●	2-077	●			1-301		▲			
302	ナフタレン		11		●			1-352	●			1-302					
303	1, 5 - ナフタレンジイル = ジイソシアネート		11						●			1-303	●				
304	鉛		1		★	★		1-353	●			1-304	● (統合697)				
305	鉛化合物		1		★	★		1-353	●	●		1-305	● (統合697)				
306	二アクリル酸ヘキサメチレン		4				●	2-078	●			1-306		▲			
307	二塩化酸化ジルコニウム		1						●			1-307	●				
308	ニッケル		1		●			1-354	●			1-308					
309	ニッケル化合物		1	ニッケルに換算	●	●		1-355	●	●		1-309					
310	二トリオ三酢酸		4		★			1-356	●			1-310	● (範囲拡大698)				

化管法対象化学物質の確認方法について②

1.対象化学物質のリストについて

【指定化学物質リスト】

種別に政令番号順に並べたリスト。

(第一種指定化学物質) https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class1.pdf

(第二種指定化学物質) https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class2.pdf

2.英語名称のリストについて

参考情報として、NITE-CHRIP(英語版)に掲載。

https://www.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpcLst?_e_trans=&slScNm=RJ_02_002

nite Incorporated Administrative Agency
National Institute of Technology and Evaluation

Change text size

NITE-CHRIP

NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

NITE TOP > Chemical Management Field > CHRIP

| Update history | Japanese |

NITE-CHRIP is a database provided information on Risk Assessments and Laws & Regulations, etc., of chemical substances.

Lists

Menu > Lists of Laws and Regulations, etc. > List

>>>Help

>>>Help

>>>Help

Display by Decree number etc

→ Display by CHRIP ID and CAS RN

Japan: PRTR-SDS Law (from April 2023)

Data Description Category ALL

Downloading the search results

<<Previous Page 1-100 / 649 Next Page>> 100 results / page

JPSN(Japan PRTR-SDS Number)	Classification	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
▶ 1	I	1-001	Zinc water-soluble compounds
▶ 2	I	1-003	Acrylamide
▶ 3	I	1-004	Ethyl acrylate
▶ 4	I	1-006	Acrylic acid and its water-soluble salts
▶ 5	I	1-007	2-(Dimethylamino)ethyl acrylate
▶ 6	II	2-001	2-Hydroxyethyl acrylate
▶ 7	I	1-009	Butyl acrylate
▶ 8	I	1-010	Methyl acrylate
▶ 9	I	1-011	Acrylonitrile
▶ 10	I	1-012	Acrolein
▶ 12	Specified Class I	1-017	Acetaldehyde
▶ 14	I	1-018	Acetone cyanohydrin
▶ 15	I	1-019	Acenaphthene
▶ 18	I	1-020	Aniline
▶ 19	II	2-003	1-Amino-9,10-anthraquinone
▶ 20	I	1-021	2-Aminoethanol
▶		1-022	5-Amino-4-chloro-2-phenylpyridazin-3(2H)-one (synonym:

化管法対象化学物質の確認方法について③

3. CAS登録番号の情報について

【代表的なCAS登録番号】

NITEのホームページにて、代表的なCAS登録番号について確認可能。変遷についても確認可能。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/data/R3_PRTR_SDS_LIST.xlsx

管理番号*1	CAS登録番号*2	2021(R3)改正物質名*3	2021(R3)改正別名*4	2021(R3)改正政令番号*5	2021(R3)改正種別*6	【名称変更】*7	【種別変更】*8	【追加】*9
1		亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種			
2	79-06-1	アクリルアミド		1-003	第一種			
3	140-88-5	アクリル酸エチル		1-004	第一種			
4		アクリル酸及びその水溶性塩		1-006	第一種			
5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		1-007	第一種			
6	818-61-1	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		2-001	第二種		○	
7	141-32-2	アクリル酸ブチル		1-009	第一種	○		

亜鉛の水溶性化合物等、複数の物質が含まれている場合のCAS登録番号は本リストを参照ください。

【確認済みCAS登録番号】

参考情報として、全ての物質に関する確認済みのCAS登録番号を記載したリストを公表。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/data/R3_PRTR_SDS_ALL_LIST.xlsx

管理番号	CAS登録番号	2021(令和3)年改正政令				2008(平成20)年改正政令				フラグ	
		政令番号	種別	物質名	別名	政令番号	種別	物質名	別名	水和物(注1)	金属化合物(注2)
1	557-13-1	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛
1	557-34-6	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛
1	557-42-6	1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛

化管法対象化学物質の確認方法について④

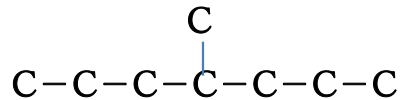
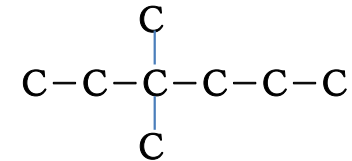
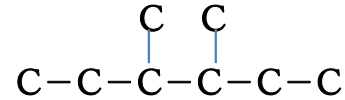
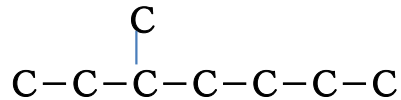
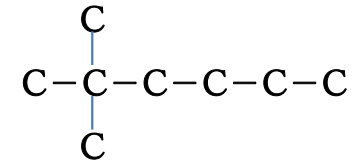
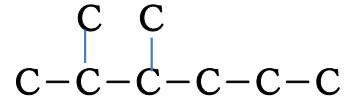
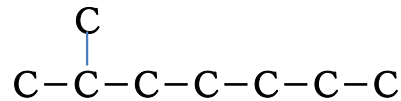
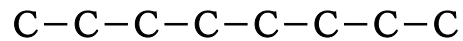
4.その他のお問い合わせが多かったもの

その他政令改正による対象化学物質の変更についてはHPにて情報提供をしていますのでご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

問3

ヘプタン(管理番号731)は直鎖構造だけでなく分枝構造も含むのでしょうか。



⋮

化管法対象化学物質の確認方法について④

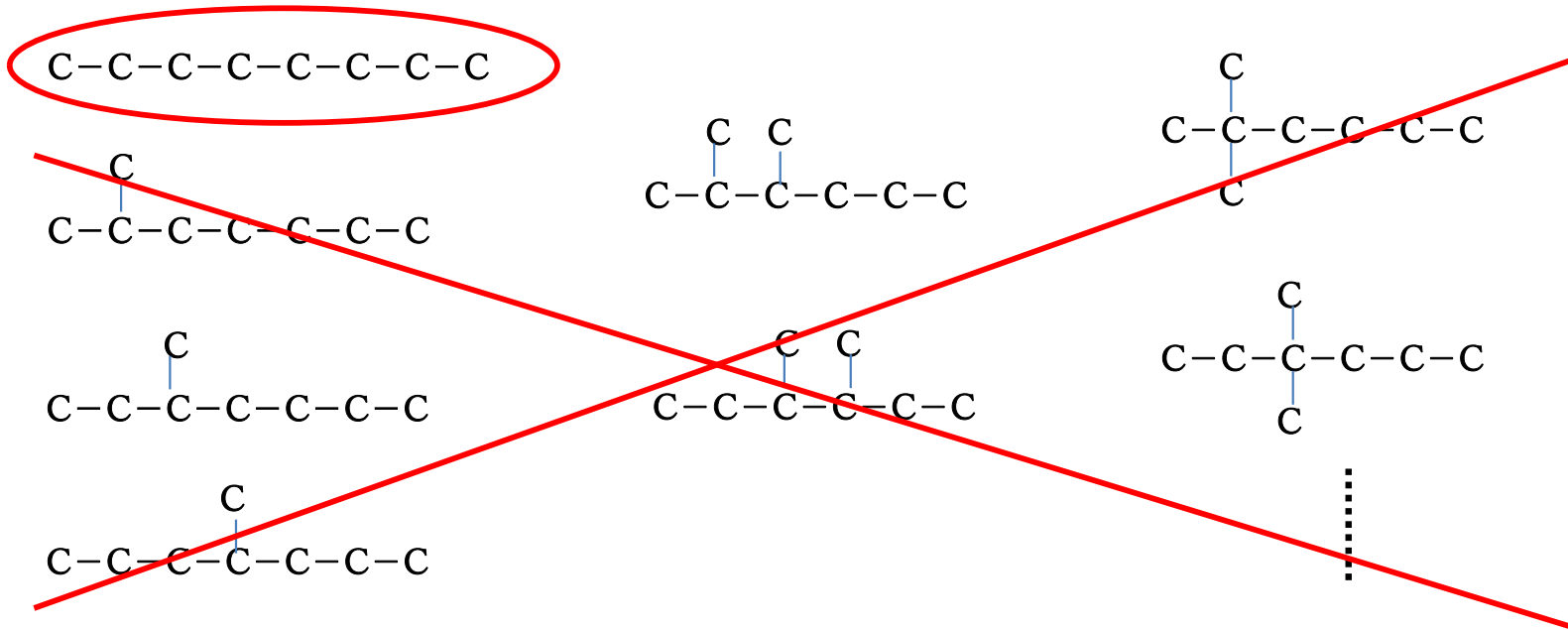
4.その他のお問い合わせが多かったもの

その他政令改正による対象化学物質の変更についてはHPにて情報提供をしていますのでご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

問3

ヘプタン(管理番号731)は直鎖構造だけでなく分枝構造も含むのでしょうか。



答3

炭化水素鎖の炭素数が指定されており(「プロピル」「ブチル」「ペンチル」「ヘキシル」「ヘプチル」「オクチル」「ノニル」「デシル」等)、構造を示す接頭語(「イソ」「セカンダリ」「ターシャリ」等)が無い場合は、直鎖構造のみを指します。

一方、炭化水素鎖が「アルカン」「アルケン」「アルキル」「アルケニル」「アルカノイル」と表記されており、構造が限定されていない場合は、直鎖構造も分枝構造も含まれます。

以上のことから、ヘプタン(管理番号731)は直鎖構造のみが対象となります。

化管法対象化学物質の確認方法について④

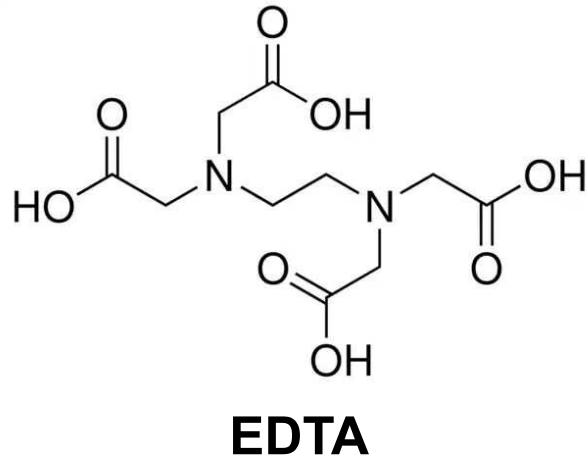
4.その他のお問い合わせが多かったもの

その他政令改正による対象化学物質の変更についてはHPにて情報提供をしていますのでご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

問4

エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩(管理番号595)は、エチレンジアミン四酢酸ナトリウムカルシウム塩やエチレンジアミン四酢酸ナトリウム鉄塩等は含まれるでしょうか。



⋮

化管法対象化学物質の確認方法について④

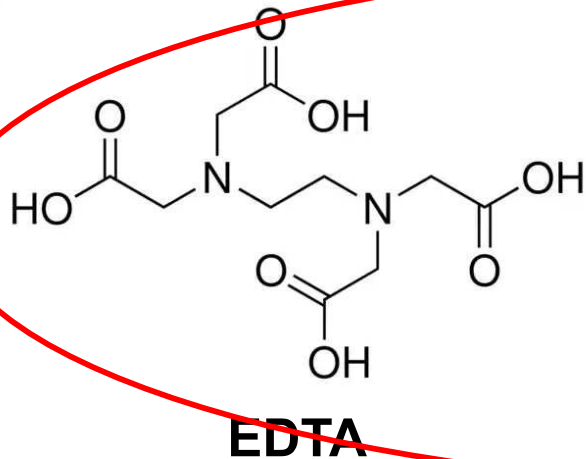
4. その他のお問い合わせが多かったもの

その他政令改正による対象化学物質の変更についてはHPにて情報提供をしていますのでご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

問4

エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩(管理番号595)は、エチレンジアミン四酢酸ナトリウムカルシウム塩やエチレンジアミン四酢酸ナトリウム鉄塩等は含まれるでしょうか。



~~⋮~~

答4

エチレンジアミン四酢酸、エチレンジアミン四酢酸のカリウム塩、エチレンジアミン四酢酸のナトリウム塩のみが対象で、カリウムとナトリウムを同時に含む塩や、カリウム、ナトリウム以外の元素を含む塩は対象外です。

化管法対象化学物質の確認方法について⑤

- 使用している化学物質が対象化学物質に該当するかの確認は、NITE-CHRIPが便利。
- 化学物質、法規制、どちらからも調べる事が可能。

(NITE-CHRIP掲載URL(NITE HP))

https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 数値評価技術基盤機構

NITE-CHRIP
NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

NITE-CHRIP (ナイトクリップ) では国内外における化学物質の法規制・有害性情報を提供しています

文字サイズ変更 標準 大 最大

NITEトップ > 化学物質管理分野 > NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)

FAQ (よくあるご質問) | 更新履歴 | English |

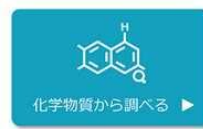
検索メニュー >>> 使い方

- お知らせ
- 2023/10/03 [NITE-CHRIPを更新しました。](#)
 - 2021/03/09 [FAQページをリニューアルし、マニュアルのページの内容を充実しました。](#)
 - 更新情報はメールマガジン【NITEケミマガ】で配信しています。[登録はこちら。](#)
 - ご質問・内容訂正・追加収録リクエストなどのお問い合わせは[こちら。](#)
 - [マニュアルはこちら。](#) トップページの変換機能からご質問頂けます。

検索メニュー

ただいま 184 ユーザーが当サイトを利用しています。

化学物質名称やCAS登録番号等から調べる場合はこちらをクリック



法律名等から調べる場合はこちらをクリック



化学物質の番号、名称、分子式、構造式から、目的の物質の総合情報(一般情報・有害性情報・法規制情報等)を検索することができます。

検索キーワードには以下のようなものがあります。

- 物質名称
- CAS登録番号
- 化学法番号
- 安衛法番号

国内外法規制や各機関の有害性評価リストから、対象物質・評価物を検索することができます。更に各法規制等の概要や関連リンク(対応申請サイトなど)を確認することができます。

検索リストには以下のようなものがあります。

- 国内法規制情報
- 外国法規制情報
- 有害性・リスク評価情報
- 試験結果・試験報告書

国内法規制情報	関係省庁等
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)	経産省、厚労省、環境省
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)	経産省、環境省
概要	
事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とし、特定の化学物質について環境への排出量等の届出(PRTR)及び性状及び取扱いに関する情報としてSDS(化学物質等安全データシート)の提供を定めています。	
関連情報へのリンク	
法令 概要 PRTR届出方法 化管法ラベル SDS作成ガイド PRTRデータ集計結果	
物質リスト	データの説明
化管法(令和4年度分までの排出量等の把握や令和4年度末までのSDS提供の対象)	データの説明
化管法(令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象)	データの説明

化管法対象化学物質リストとして、
改正前、改正後とそれぞれ確認可能

PRTRの法改正と リスクコミュニケーション

1. 化管法の概要とPRTR制度について
2. 化管法政省令改正とPRTR制度
(電子届出のお願い)
3. リスクコミュニケーション

電子届出のメリット

処理	電子届出	書面届出
1.届出書作成	基本情報は登録済 入力補助&ミス防止機能つき	手書き or word等（PCソフト） or 届出作成支援システム※で作成 ※当システムでの作成のみ入力補助&ミス防止機能つき。
2.届出書印刷	不要（印刷は可能）	必要
3.提出方法	届出システムからボタンをクリック！ <u>※新規届出提出の利用期間は、 4/1～6/30</u>	郵送（切手必要） or 直接自治体へ持参
4.照会	少ない ==期間限定== 令和4-6年度の電子届出のみ7/31まで	多い 形式的な入力ミス
5.照会への対応	届出システムで回答 <u>（ご自身の都合のよい時間に回答可能）</u>	電話&FAX等で回答
6.過去の届出と比較	過去の届出データ（電子届出のみ）と比較可能。	毎年コピー（紙）保管なら比較可

電子届出のメリット(届出書作成時点)

届出書作成時は、『届出者の情報』、『事業所の情報』、
(昨年度も届出している場合)『別紙の情報』が入っているので**作成がとても簡単!**

届出者	
郵便番号	〒 151 - 0066 (半角数字) 【必須】 <input type="button" value="住所検索"/>
(ふりがな)	どうきょうと (全角かな) 【必須】
都道府県名	東京都 ▼ 【必須】
(ふりがな)	しぶやく (全角かな) 【必須】
市区町村名	渋谷区 ▼ 【必須】
(ふりがな)	にしはら2ちょうめ (全角かな) 【必須】
町域名以下	西原2丁目 (全角) 【必須】
(ふりがな)	どくりつぎょうせいほうじんせいひんひょうかぎじゅ (全角かな) 【必須】
氏名(法人にあつては名称)	独立行政法人製品評価技術基盤機構 (全角) 【必須】
(ふりがな)	りじちょう (全角かな) 【必須】
氏名(法人にあつては代表者の役職)	理事長 (全角) 【必須】
(ふりがな)	はせがわ ふみひこ (全角かな) 【必須】
氏名(法人にあつては代表者の氏名)	長谷川 史彦 (全角) 【必須】
代理人	
(ふりがな)	(全角かな)
役職	(全角) ※化学物質の管理責任者以上の役職に限ります(工場長等)。
(ふりがな)	(全角かな)
氏名	(全角)
<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。</p> <p>※本項目(「前回の届出における名称」は除く。)は把握対象年度の4/1時点の情報を入力してください。 ※変更があった場合は事前に「電子情報処理組織変更届出」が必要となります。</p>	
事業所の概要	
(ふりがな)	せいほうじんせいひんひょうかぎじゅつきばんきこう (全角かな) 【必須】
事業者の名称(前年4/1時点)	独立行政法人製品評価技術基盤機構 (全角) 【必須】

毎回同じ情報を入力しなくても大丈夫!!



例えば・・・ 電子届出のメリット(届出書作成時点)

過去の届出と比較し疑義があった場合、警告が表示される。

例えば・・・ (去年の値より約1000倍の数値を入力した場合)

問題なし 画面上で修正 一時保存

別紙番号：001 大気への排出 : 『9902：同物質の昨年度の排出量・移動量より大幅に増加しています。単位換算に間違いがないか念のためご確認ください。』

確認事項へのコメント
(事業者)

担当者が単位を誤って登録した場合、ここで間違いに気づけるかも？

例えば・・・ (誤って取扱量を入力してしまった場合)

問題なし 画面上で修正 一時保存

別紙番号：001 大気への排出 : 『9901：化学工業における昨年度の排出量・移動量の最大値を超えています。入力間違いがないか念のためご確認ください。』

確認事項へのコメント
(事業者)

確認を求められることで、誤りに気づけるチャンスが！

例えば・・・電子届出のメリット(届出書作成時点)

自動的に有効数字を2桁に変換してくれます！！

号 番 号			
⊕ [Redacted]			
入力された値『6210』は『6200』に変換されます。			
<input type="button" value="OK"/>			
<排出量>			
<input checked="" type="checkbox"/> 大気への排出	6210	(半角数字) 【必須】	
<input type="checkbox"/> 公共用水域への排出		(半角数字) 【必須】	排出先の河川、湖沼、海域等の名称

～排出量・移動量の届出書への記入に際して～
排出量及び移動量は有効数字2桁で記入してください。
排出量等の算出結果を2桁表示にする際は、以下の例を参考にしてください。

ダイオキシン類以外の場合		ダイオキシン類の場合	
算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示	算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示
0.0493	0.0	0.0493	0.049
0.0926	0.1	0.0926	0.093
0.302	0.3	0.302	0.30
4.75	4.8	4.75	4.8
9.98	10	9.98	10
12.2	12	12.2	12
1,875	1,900	1,875	1,900
2,141	2,100	2,141	2,100
9,869	9,900	9,869	9,900
9,987	10,000	9,987	10,000
10,234	10,000	10,234	10,000
10,766	11,000	10,766	11,000

※ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質の排出量又は移動量が1kg未満の場合、

小数第2位を四捨五入して得られた数値を記入してください。

【参考】届出の手引き4 2ページ
排出量等の数値は有効数字2桁で
記載する必要があります。
詳細については
『届出の手引き』
と検索すると上位に表示されますので、
そちらからご確認いただくか、下の
URLからご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/tebiki/R2tebiki_download_all.pdf

PRTR届出システムが2023年度にリニューアル

その1：既にユーザIDを所有している場合、届出先追加の申請が（届出システム内の手続き）で完結します！



既にユーザIDを所持している事業者が、別の届出先（都道府県または委任市）を追加する場合は、全て(電子による使用届出提出～受理～ID発行通知まで)システムからできるようになります。

<画面のイメージ>

表示色説明			
	照会あり		
	保留		
受付番号について			
届出種別(1文字目)	使用届出:U 使用届出変更届出:C 使用届出廃止届出:D	届出媒体(2文字目)	書面:P 電子:E
みなし届出(9文字目)	市区町村合併に伴う住所表記変更:M ※みなし届出は平成22年度までの対応		
使用届出が未提出である自治体へ事業所を追加する場合は こちら			
全選択 選択解除		登録情報の変更 戻る	
受付日	変更日	受付番号	届出生
届出種別	処理状況		

PRTR届出システムが2023年度にリニューアル

そのほか・・・

- 👉 クライアント証明が不要になりました。※2022年度から2022年度から、クライアント証明を登録しなくても届出システムを利用することができるようになりました。
- 👉 様式の改正への対応（**管理番号、法人番号、メールアドレスの追加など**）2023年度までに電子届出を実施すると2024年度届出の際に前年度届出した事項が自動で反映されます。※一部統合・分離があった物質は除く
- 👉 燃料小売算出が届出システムに実装されます

<画面のイメージ>

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

別紙追加 **燃料小売業者向けの排出量算出** ココをクリック

別紙番号: 001 管理番号: 000001 亜鉛の水溶性化合物 変更 別紙削除

ページの先頭へ ページの最後へ 前の別紙へ 次の別紙へ

別紙番号 001

<第一種指定化学物質の名称並びに管理番号>

第一種指定化学物質の名称 亜鉛の水溶性化合物

第一種指定化学物質の管理番号 00001 単位 kg

<排出量>

一 大気への排出	1.0		
ロ 公共用水域への排出	0.0	排出先の河川、湖沼、海域等の名称	×××川
ハ 当該事業所における土壌への排出(二以外)	0.0		
ニ 当該事業所における埋立処分	0.0	埋立処分を行う場所	<input type="radio"/> 1. 安定型 <input type="radio"/> 2. 管理型 <input type="radio"/> 3. 遮断型

入力

油種	受入時 ※単位はキロリットルです		給油時 ※単位はキロリットルです	
	受入量 (kl/年度)	ペーパー回収設備	給油量 (kl/年度)	ペーパー回収設備
プレミアムガソリン	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
レギュラーガソリン	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
灯油	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	<input type="text"/> kl/年度	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無

ココをクリック

<算出結果>

第一種指定化学物質	排出量 (kg)			合計排出量※ (別紙(イ)大気への排出欄に記入する数値)	届出の要・不要	合計取扱量 (t/年度)
	プレミアムガソリン	レギュラーガソリン	灯油			
053 エチルベンゼン	0.03251	0	0	0.03251	別紙不要	0.42
080 キシレン	0.1134	0.0123	0.000055	0.125755		3.1938
296 1,2,4-トリメチルベンゼン	0.04579	0.0029985	0.0000275	0.048816		3.11896
297 1,3,5-トリメチルベンゼン	0.01065	0	0	0.01065	別紙不要	0.504
300 トルエン						12.59088
392 ノルマルヘ						1.36488
400 ベンゼン						0.41904

別紙作成を押下すると別紙情報に反映

※届出様式に記載する場合は、排出量の有効数字は2桁とすること。ただし、排出量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。

これからも、より使い易い届出システムの運用や、
そのための情報発信を続けていく予定です。

2023年4月リニューアルにより更に使い易くなった
電子届出を、是非ご利用下さい。

<<お問合せ先>>

(独)製品評価技術基盤機構 ^{ナイト}(NITE) 化学物質管理センターリスク管理課

電子届出や届出作成支援
システムについて

PRTRシステムサポート

TEL : 03-5465-1683

E-mail : info_prtr@nite.go.jp

電子届出が初めての方へ

PRTR電子化支援窓口

TEL : 03-5465-1683

E-mail : prtr_td@nite.go.jp

物質や算出方法等について

PRTRサポートセンター

TEL : 03-5465-1681

E-mail : support_prtr@nite.go.jp

令和3年度に改正された化管法政省令に関連した問合せのポイントをまとめた、
改正後化管法説明動画(YouTube)も、公開中です。ご活用下さい。

<https://www.youtube.com/watch?v=rjJefQwgm9M>

PRTRの法改正と リスクコミュニケーション

1. 化管法の概要とPRTR制度について
2. 化管法政省令改正とPRTR制度
3. リスクコミュニケーション

化管法における事業者の責務

事業者の責務（化管法第四条）

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるように努めなければならない。

事業者においては、**指定化学物質の管理の改善に努め、その管理の状況についての説明会を開催すること等を通じて、自主的・積極的に国民に対する理解増進の取組（リスクコミュニケーション）を行うことが望まれる。**

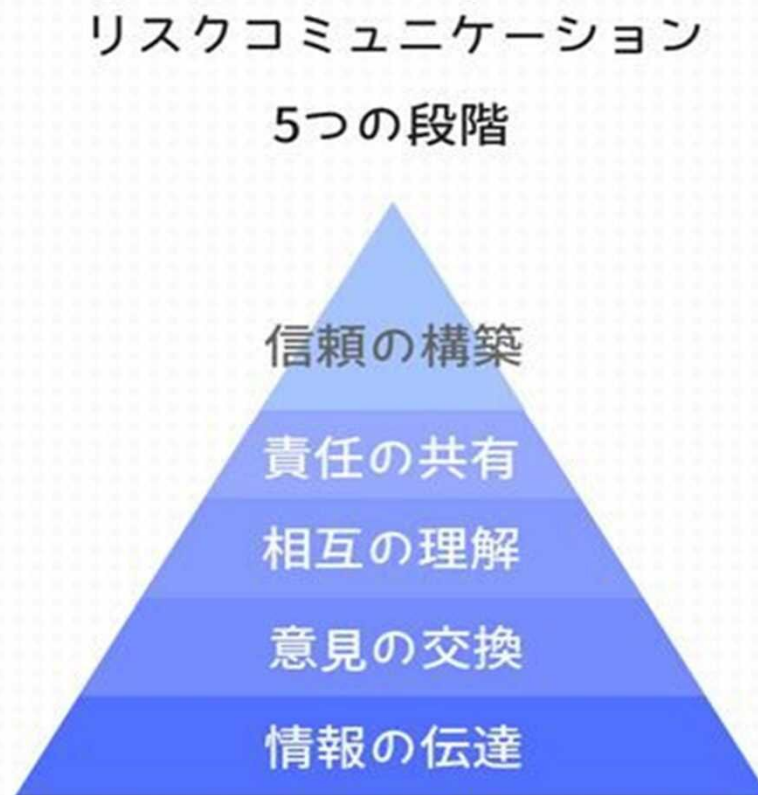
リスクコミュニケーションの方法

実際にリスクコミュニケーションを進めていく場合は、その段階を5つに分けて考えます。

その最初となるのは、リスクについて情報を相手に伝えるところから始まります。

第2段階では、そのリスクについて関係者間での意見交換を行い、そして相互理解を深めたらお互いに責任を共有します。

そうすることで、関係者間の信頼構築をするのが最終段階です。

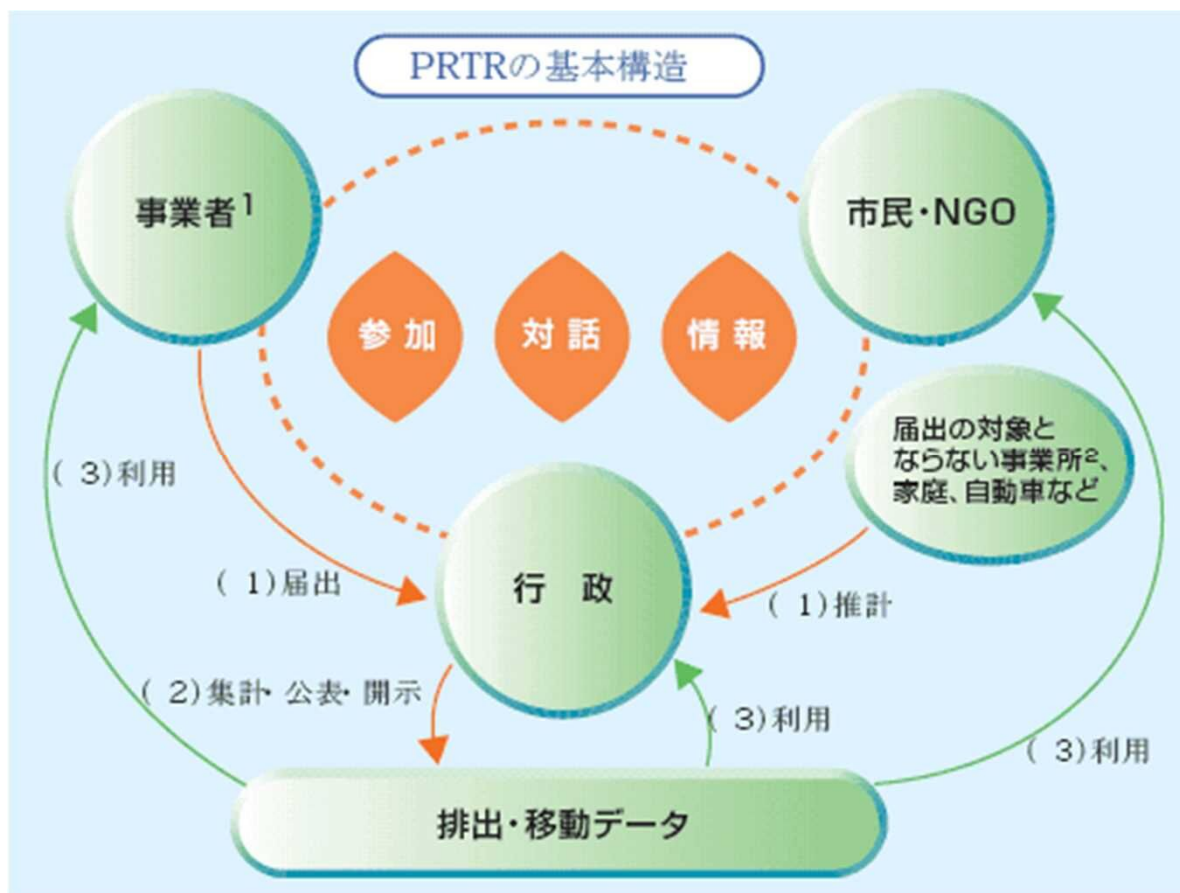


レジリエントメディカル

リスクコミュニケーションの例

リスク情報を利害関係者 (Stake holder) で共有化し、意思の疎通を図る活動をリスクコミュニケーションと呼ぶ。

例としてPRTR制度について説明する。



PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度は、化学物質の環境への排出量・移動量のデータを共有化し公開する。これにより事業者自らの排出量の適正な管理に役立つとともに、市民と事業者、行政との対話のリスクコミュニケーションの基盤を提供することにもなる。こうしたことを通じて、化学物質の環境リスクの削減が期待される。

制度を定めた化学物質管理促進法は、事業者がデータを行政に届出ることを定めているが、化学物質の排出濃度や排出量などを規制しているわけではない。

主なリスクコミュニケーションの種類

リスクコミュニケーションに慣れていないために難しいと考えている方も中にはいるかもしれませんが、決して特別な手法ということではなく、実際は日常的に行われているコミュニケーションの1つです。

主なリスクコミュニケーションの**手段**には、以下の種類があげられます。

- ・ 工場見学
- ・ 職場体験
- ・ 懇談会
- ・ 説明会
- ・ 地域や近隣企業と行う合同防災訓練 など



PRTR

ステークホルダーとの信頼関係を構築するためには、なるべく**複数の手段**を用いてリスクコミュニケーションを行うことが効果的であり、業種に併せてどのようなリスクコミュニケーションが適切なのかを考えておくと良いでしょう。

NITEの化学物質管理関係情報コンテンツ

化学物質管理に関する国内外の法規制情報、有害性等の情報提供

化審法データベース (J-CHECK)



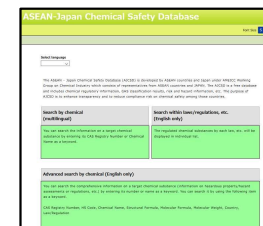
化審法に特化し、試験データ等を含む詳細な情報を収載

化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)



国内・海外法規制情報、有害性リスク評価等の情報を収載（約30万物質）

日ASEAN化学物質管理データベース (AJCSD)



ASEANから提供された法規制対象物質やGHS分類結果等の情報を収載

GHSの総合的な情報提供

GHS総合情報提供サイト



- 政府実施のGHS分類結果の公表
- 英語版作成、分類結果が一目でわかるNITE統合版の公表
- GHSの理解とSDS作成支援のための情報提供と教育・学習資料等の公開



GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム (NITE-Gmiccs)



- 化学品（混合物）のGHS分類を自動で判定し、ラベルを作成するWebツール
- GHS分類結果をSDS様式に出力することが可能



R2FY作成、R3年4月から運用開始

メールマガジン（NITEケミマガ）による化学物質管理に関する最新情報の提供

化学物質管理に関するサイトの新着情報、報道発表情報等を「NITEケミマガ」として、原則毎週木曜日に無料で配信しています。（2023年10月現在、配信登録件数:約11,700件）



PRTRマップの活用

定常的な実測が困難な場合は、

PRTRマップの濃度マップを活用し、大気中推定濃度（ばく露量）を調べる。

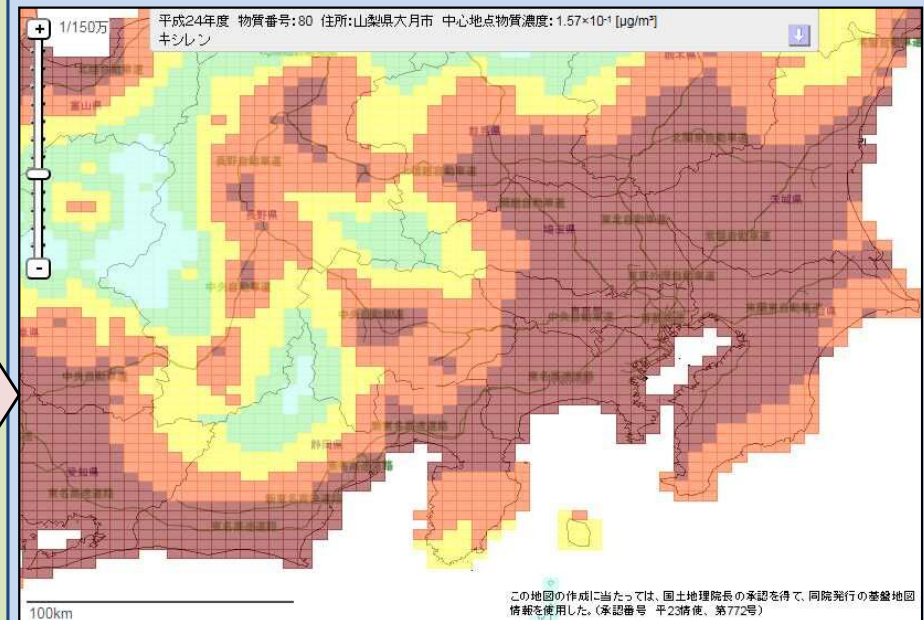
PRTRマップ（<https://www.prtrmap.nite.go.jp/prtr/top.do>）

排出量マップ

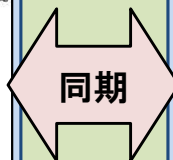


PRTR届出データの排出量を縮尺に応じて都道府県単位または市区町村単位(自治体単位)または町名単位で色分け表示している。

濃度マップ



PRTRの届出データと推計データの排出量を合計したデータをもとに、気象データや物性データを加味した大気モデルにより大気中の濃度を推定し、5km×5km又は1km×1kmのメッシュ単位で地図上に表示している。(シミュレーションモデル:AIST-ADMER)



※毎年度データを更新。(最新版は2020年度把握分)

PRTRマップ（濃度マップ）の機能

濃度マップから、推定濃度の分布や選択した地点の推定濃度を調べることができる。（年度や対象物質の選択が可能）

The screenshot shows the PRTR concentration map interface with several key features highlighted by red dashed boxes and callouts:

- 年度・物質の切替え**: A callout pointing to the top navigation bar where users can switch between years and substances.
- 中心地点の濃度情報(年平均)**: A callout pointing to the central location concentration information, showing the address (大阪府大阪市中央区) and the average concentration (1.13 $\mu\text{g}/\text{m}^3$).
- カーソルで選択した地点の濃度情報**: A callout pointing to the '濃度メッシュ情報' (Concentration Mesh Information) popup, which displays coordinates, city/ward/village, mesh number, and location concentration (6.61 $\times 10^{-1}$ $\mu\text{g}/\text{m}^3$).
- 経年比較**: A callout pointing to the '経年比較' (Year-over-Year Comparison) button in the popup, which leads to a line graph.
- 縮尺1/1万~1/20万**: A callout pointing to the zoom controls, explaining that scales from 1/10,000 to 1/200,000 result in a 1km x 1km mesh display, while scales from 1/350,000 to 1/2,000,000 result in a 5km x 5km mesh display.

The interface also includes a 5km mesh legend on the left, a scale bar at the bottom, and a 'この地図情報を使' (Use this map information) link at the bottom right.

ご清聴ありがとうございました。

来年度のPRTR届出は**4/1**～です。
電子届出のご利用を推奨しております。
よろしくお願いいたします。

—安全とあなたの未来を支えます—

nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

<https://www.nite.go.jp/chem/index.html>